

随意契約理由

令和7年(2025年)10月31日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	児童手当システム・生活保護システム標準化過渡期連携対応業務委託
契約内容	児童手当システム・生活保護システム標準化過渡期連携対応業務
契約締結日 及び契約期間	令和7年9月4日 令和7年9月4日から令和8年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府大阪市北区大深町5-54 富士通 Japan 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部(大阪)
契約金額	8,206,000円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当) 今回行う契約は、システム標準化法に基づく「自治体情報システム標準化・共通化」に対応するもので、児童手当システム及び生活保護システムの標準準拠システムへの過渡期連携改修を行うものである。 児童手当システム及び生活保護システムは富士通 Japan 株式会社が独自に開発を行ったものであり、システムの著作権は同社に帰属されるため、本業務は富士通 Japan 株式会社のみしか行うことができず、随意契約を行うもの。